

事業所・施設等 管理者 様

福山市 保健福祉局 長寿社会応援部
介護保険課 事業者指定・指導担当課長

**新型コロナウイルス感染症に係る福山市における介護サービス事業所の
人員基準等の臨時的な取扱いについて（その9）**

平素より本市保健福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関わって、様々な御尽力をいただいていることに合わせて感謝申し上げます。

さて、「新型コロナウイルス感染症に係る福山市における介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（その9）」を送付しますので、適切に御対応いただきますようお願いいたします。なお、これは現段階の本市の考え方であり、今後の状況に応じて変更があり得ることを御承知おきください。

国臨時的な取扱い（第12報）の廃止について【再周知】

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」（令和2年6月1日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等の令和3年度における取扱いについて（令和3年1月22日）【介護保険最新情報V.01.915】により、第12報及び第13報の間1～3は、令和3年3月サービス提供分をもって廃止することとされています。問合せが多いため、再度周知します。4月サービス提供分以降の報酬算定において、誤りの無いよう適切に御対応ください。

なお、同通知により、その他の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについては、今般の新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、当面の間は変更の予定は無く、変更がある場合は改めて周知される旨記載されておりますのでご承知おきください。

通所系サービス 2区分上位の報酬区分を算定する取扱い
短期入所系サービス 緊急短期入所受入加算を算定する取扱い



**3月サービス提供分
をもって 廃止**



ばらのまち福山イメージキャラクター
「ローラ」

**お花見で
宴会はしちゃあいけんよ！**

マスク着用・3密回避を徹底し、静かに鑑賞しましょう。



<問い合わせ>

福山市 介護保険課
事業者指導担当

084-928-1232

事業者指定担当

084-928-1259